

～はじめに（歴史観について）～

皆さん、こんにちは。吹田新選会、足立将一です。通告に従いまして、個人質問を行います。

皆さんは、2012年をどのような思いでお過ごしでしょうか。ことしは、4月28日にサンフランシスコ講和条約発効、日本が主権を回復してからちょうど60年を迎え、5月15日には沖縄祖国復帰から40周年を迎えました。周辺諸国との領土問題や朝鮮民主主義人民共和国による拉致・ミサイル発射問題、沖縄の米軍基地のあり方など、今、私たちは、安全保障においてさまざまな問題を抱えています。

また、先日の台湾、ロシア、フランスの選挙に続き、中国、アメリカ、韓国など主要国のリーダーがかわる可能性があり、激動の世界情勢を今後日本はどのような国家として進んでいくべきか、日本が民主主義国家である以上、国民全体で考え、議論していかなければならない時期に来ていると感じます。

そんな中、気になるのは、これからの日本についての議論をしても、国のあり方、方向性の前提となる歴史について、わからない、知らないと答える同年代の若者が多いことです。例えば、敗戦から7年間アメリカに占領されていたことや、占領下において、教育制度の変更や検閲、言論統制、公職追放が行われたこと、また、憲法すら占領下でつくられたことやその制定過程など、今の日本がなぜこうなったかを考えるための前提を知らない若者が非常に多いように感じます。

かく言う私も、大学卒業直前に歴史の大切さに気づき、主体的に学んだことで初めて多くの問題意識を持つようになり、国や地域がどうあるべきかを考えるに至ったので、あまり偉そうなことは言えません。私自身の反省から思うことは、中学、高校で歴史を学び、大学に進学したにもかかわらず、なぜ歴史というものについて深く考えることができていなかったかということです。留学した仲間の話では、他国の若者は、自国の歴史に対する誇りを持った上で、国や自分の未来について語るということも、とてもよく聞きます。

退任された田口前教育長が、退任あいさつにおいて、私たちがどこから来たのかがわかれば、どこに行けばいいのかがわかる、という言葉を残していかれました。歴史を理解すれば、未来への選択肢が見えてくるというメッセージであると私は解釈しております。

歴史を学ぶということの大切さは、年号や人名を暗記することではなく、事象の因果関係を理解し、その教訓を現代に生かすことであると今では理解できます。国のビジョンが見えないと言われるこの時代だからこそ、若者が未来を語る環境を我々が整える必要があります。そのために、少なくとも近現代史のきちんとした教育を行う必要であると考えます。

そこでまず、市長に質問いたします。今の吹田市の小・中学生は、歴史認識を養うのに十分な教育を受けているとお考えか否か。できていないとすれば何が足りないのか。教員人事権の移譲の公約は、地域の特色を生かした、きめ細やかな教育を進めていくことを目指すためのものと12月定例会で御答弁いただきましたが、その中には歴史教育の充実も含

まれているのでしょうか、お答えください。

**(井上哲也市長)**

まず、本市の小・中学校の歴史教育についてでございますが、各学校におきまして、学習指導要領に基づき適切に実施されているものと認識をさせていただいております。

～平和祈念資料館について～

今、吹田市には、市民の皆さんに近現代史を知っていただく大きなチャンスがあります。それは、この不況下で他市が公共施設の建設にちゅうちょする中、(仮称)南千里駅前公共施設を建設し、そこに平和祈念資料館が設置されることです。再度の確認になりますが、この資料館の設置費用、年間運営費は幾らでしょうか。財政非常事態を押し市民の血税を使うわけですから、行政の自己満足ではなく、市民がメリットの感じられる施設にしなければならないと、設置条例に賛成した一議員として大きな責任を感じております。

まず、設置の目的ですが、平成 23 年 12 月定例会において、二度と戦争を起こさないよう、日本が戦争に至った原因や背景などを市民の皆様とともに考えることができるような施設となりますように、資料の展示方法についても工夫してまいりたいと御答弁いただきました。冒頭に申し上げましたとおり、歴史背景とともに、なぜ戦争に至ったかを学び、考える施設の設置は、大阪府下でも事例がなく、非常に意義のあるものと考えます。

そこで数点伺います。まず平和祈念資料館の監修者はどなたで、展示についての市側の決定権者及び責任者はどなたですか。また、施設の展示について、12 月定例会から現段階でどこまで話が進んでいるのでしょうか。今後のタイムスケジュールもお答えください。

新しい施設は、平和祈念資料室と、二度と戦争が起こらないようにという目的は共通ですが、資料室は、戦争の悲惨さと平和のとうとさの認識に重点が置かれていたのとは異なり、資料館は、前回の答弁でいただいたように、日本が戦争に至った原因や背景を考えることに重点が置かれると理解しています。現状の施設と新たな施設の展示の特徴の明確な違いをお答えください。

#### (西山均人権文化部長)

平和祈念資料館に係る費用でございますが、非常勤職員報酬や備品購入費などの管理運営費といたしまして 1,208 万 5,000 円、施設管理委託料や土地家屋購入費、光熱水費の維持管理経費といたしまして 2,164 万 6,000 円で、合わせて 3,373 万 1,000 円でございます。

次に、平和祈念資料館の市の決定権者、責任者につきましては、人権文化部長が担うこととなりますので、展示等の監修に当たりましては、人権文化部と教育委員会との検討会で対応してまいりたいと考えております。

次に、今後のタイムスケジュールにつきましては、現在の平和祈念資料室は 8 月 15 日で閉鎖し、資料の移転作業並びに備品の搬入や展示等、開館に向けて準備をいたしまして、9 月 3 日に平和祈念資料館として開館する予定にしております。

また、平成 23 年 12 月議会で御答弁申し上げましたとおり、戦争に至った原因や背景などを考えることができる施設にするために、ピースおおさか、堺市立平和と人権資料館、滋賀県平和祈念館等の類似の施設や関係者の御意見も参考にしながら検討を重ねている段階でございます。

現在の方針は、展示につきましては学習指導要領及び歴史の教科書に沿った、児童や生

徒にもわかりやすいものとなるよう考えております。また、戦争時の体験を語っていただく語り部の方との交流を通じ、戦争や平和について学び、考える場を設けたいと考えております。

以上のような状況でございますが、9月の開館に合わせるためには、6月末ごろには具体的な展示内容を決定しなければならないと考えております。

今後とも、本市といたしまして、非核平和都市宣言に込められております真の恒久平和の実現と核兵器廃絶のため、引き続き啓発活動を推進してまいります。

#### (再質問)

平和祈念資料館についてです。決定権者、責任者が人権文化部長とのことですので、具体的なことについて5点伺います。

まず、展示の監修については、人権文化部と教育委員会の検討会で対応するとのことですが、つまりは職員で監修を行うということですね。この検討会に所属する職員で、資料館を監修するに足る技能、知識、経験をお持ちの方はおられるのでしょうか。専門家に監修を依頼しない理由とともにお答えください。

次に、戦争に至った原因や背景などを考えることができる施設にするために、ピースおおさか、堺市立平和と人権資料館等の類似施設や関係者の意見も参考にしながらということですが、ピースおおさか、堺市立平和と人権資料館を先日視察いたしました。戦争に至った原因や背景などを考える施設と言えるものではないとの感想を抱きました。なぜ目的や趣旨の異なる施設を選ばれたのか、これらの施設から何を学ぶおつもりなのか、お答えください。

次に、展示について、歴史教科書に沿ったものとするとのことですが、歴史教科書については、出版社によって記載やとらえる人物、歴史認識が異なることは、昨今の教科書採択問題でも明白であります。どの出版社の教科書に沿うつもりなのですか。また、学習指導要領に沿った場合、どのような展示内容となるのでしょうか。

次に、9月開館に合わせるためには、6月末ごろには具体的な展示内容を決定しなければならないとのことですが、あと1カ月しかありません。現段階で、展示内容について部長はどこまで決定しており、6月末までにあと何を決定しなければなりませんか。

最後に、恒久平和の実現と核兵器廃絶のため、平和祈念資料館の責任者である部長は何かが必要であるとお考えか、見解をお聞かせください。

#### (西山均人権文化部長)

平和祈念資料館に関する数点の御質問にお答え申し上げます。

まず最初に、展示の監修につきましては、人権文化部と教育委員会の職員の検討会で対応いたしますが、その際、類似施設から専門家を紹介していただき、御指導いただくということも考えております。また、博物館の学芸員などの意見も伺う予定でございます。

次に、今後方針を決め、展示内容を決定し運営していく中で、専門家の設置につきましては、必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

次に、類似施設へは、各施設の設置目的や展示方法など、できるだけ多くを見せていただき、本市にふさわしい施設となるよう参考にするために視察させていただきました。

資料館の設置の目的は、戦争の戦禍及び平和のとうとさを後世に伝えるとともに、平和に対する市民の意識の高揚を図ることであり、その遂行のため、今後もさまざまな施設を視察し、意見を聞かせていただこうと思っております。広い視点からの施設運営を図りたいと考えております。

次に、本市の中学校社会科での授業では、中学校の学習指導要領に示されるねらいに基づき、広い視野に立って社会に対する関心を高め、資料に基づいて多面的、多角的に考察し、我が国の郷土と歴史に対する理解と愛情を深めることを目標としており、この学習指導要領及び本市が採択し吹田の児童、生徒が学んでいる教科書に沿ったものになると考えております。

次に、現在の決定事項につきましては、展示につきましては、学習指導要領及び歴史の教科書に沿った、児童や生徒にわかりやすいものとする、また、戦争の体験を語っていただく語り部の方との交流を通じ、戦争や平和について学び、考える場を設けるということでございます。それと並行して、オープニング企画展の準備も進めております。その後、具体的な展示内容につきましては6月末までに決定したいと考えております。

最後に、非核平和都市宣言につきましては、市民の平和を希求する意識の高揚を図ることが必要で、そのための啓発が、展示することが必要であると考えております。

#### (再々質問)

平和祈念資料館についてなんですけども、少し答弁が不明瞭だったのでよくわからなかったんですけども、要は、専門家を使うかどうかという部分で、どのような専門家をどのような形で使うかというのを、あと1カ月しかありませんから、その点だけ明確にしていただければと思います。

#### (西山均人権文化部長)

平和祈念資料館の専門家につきましてはの再度の御質問にお答えいたします。

類似施設等の専門家の方を紹介していただいたり、吹田市の市内に大学がございますので、そちらの専門家の方のアドバイスをいただいたりというような形で、まだ特定の方を決めているというような状況ではございませんけども、開館後も引き続き研究してまいりますので、いろいろな方の紹介をいただいて研究させていただきたいと思っております。

～財政非常事態に対する対応について～

財政非常事態に対する職員の意識についてです。市長が財政非常事態宣言を出されてから、もう間もなく1年がたちます。現在の吹田市の財政状況をかんがみて、財政非常事態を宣言することは多くの議員が首をかしげたところではありますが、市民が選んだ市長がそうおっしゃる以上、未来でどのように評価されるかは別にして、少なくとも現在の市職員は、その考えに従う必要があります。現在、財政健全化を最優先に掲げ、事業の廃止、縮小や民営化推進、問題がありますが公務員改革など、さまざまな取り組みをされています。

しかし、削るだけでは吹田市の魅力が失われるということは、前々から申していることです。1年間吹田市議を務め、このまちは他市に比べはるかに財政的にも余裕があり、行政手腕によってはより魅力的なまちになると再度確信いたしました。そういう市でありますから、市職員の力を、削減のみでなく、新たな市民ニーズに柔軟に対応することに力を注いでいただきたく存じます。

前回の質問でお答えいただけませんでしたので、再度市長に伺います。今後、大阪府や大阪市のようにまちの魅力を上げる政策を推進するために、外部から専門家を招くおつもりはおありでしょうか。

また、公務員改革においては、財政的な改革だけではなく、行政、市職員の信頼をはぐくむことも必要ではないでしょうか。その一つとして、市長が常々おっしゃるように、非常にわかりやすく、また市政報告の場においても市民から関心を集めるのが、9月、3月と質問させていただいた、市外在住職員によるふるさと納税です。9月定例会で政策推進部長及び市長が積極的に取り組むという答弁をされたので、3月に期待して質問させていただいたのですが、結果は4件というものでした。しかし、部長の答弁では、周知期間が足りなかった、あるいは対象を市外在住職員に限らず、全職員に向けて周知徹底を図ることでしたので、9月の答弁でいただいた積極的な姿勢は崩されていないと感じます。

そこで、3月議会以来の取り組み及び結果、今後の取り組みの計画及び目標をお聞かせください。

もちろん、ふるさと納税は職員に対して強制できるものではありませんし、私もそのつもりはありません。寄附という性質上、個人の自由意思にゆだねるべきものであります。しかし、だからこそ、この取り組みを見れば、財政非常事態に対する市職員の意識がわかるというものです。本当に財政非常事態であるならば、職員は公務員改革と言いながら退職金を上げるなどしている場合ではなく、市長の歳入確保の政策に少しでも協力しようとするのではないのでしょうか。給料カットは上から強制されたものであり、職員の自発的な意思表示にはなりません。職員によるふるさと納税は、職員の意識を市民に示すことで市民の行政に対する信頼が増す、すばらしい取り組みであると考えます。

そこで、市長に伺います。財政非常事態という意識は職員に徹底されているのでしょうか。その職員の意識とふるさと納税協力の関連性についてどのようにお考えでしょうか。

もう一点、市長が考える歳入確保策をもう一度整理して御説明ください。

**(太田勝久行政経営部長)**

ふるさと納税と財政の非常事態という職員に対する意識の徹底及び歳入確保策につきまして、市長にとのことでございますが、まず、行政経営部よりお答え申し上げます。

初めに、市外在住職員によるふるさと納税についてでございますが、本年1月から3月までの本市職員によるふるさと納税につきましては、1件5万円でございます。ふるさと納税の今後の取り組みとしましては、こういった寄附金制度を通じて吹田のまちづくりに参加していただくという視点から、職員に限らず、広く市の内外に呼びかけるとともに、他市の事例を参考にしながら、特典等について検討してまいります。引き続き職員に対する呼びかけも行ってまいりたいと考えておりますが、寄附金という性格上、数値目標といったものの設定は困難でございます。

次に、職員への財政非常事態という意識の徹底とふるさと納税協力の関連性についてでございますが、財政非常事態宣言につきましては、市長メッセージのほか、職員研修等を通じて、職員には意識共有ができているものと認識をいたしております。

次に、歳入確保策でございますが、他市の事例も参考に、効果があると考えられるものにつきましてはすべて検討対象としております。債権管理については、これまで以上に適正化を図ることで、徴収率の向上にもつなげたいと考えております。また、受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料、自己負担金の見直しや施設使用料減免基準の統一化に取り組んでおります。未活用の公有地につきましては、その利活用を検討し、売却や有償貸し付けなどによる財源の確保を図ってまいります。広告事業についても、新たな媒体に対する広告掲載など一層の推進を図っており、本庁舎への広告つき案内地図の設置などを進めております。また、公共施設駐車場の有料化についても今後取り組んでまいります。

なお、広告収入の拡大など、所管における積極的、主体的な財源確保策に対しまして、予算配分において一定の加算を行う仕組みの構築などにより、所管室課による自主的な取り組みも促進していきたいと考えております。

**(井上哲也市長)**

まちの魅力向上のための専門家の招聘についてでございますが、現時点では、そういった考えは持っておりません。既に議会や市民の皆様、事業者、また各分野における専門家など、幅広い御意見をいただきながら、透明で開かれた市政、参画・協働しやすい市政の運営に努めているところでございます。

財政非常事態に関する職員の認識についてでございますが、財政非常事態宣言のもと、一連の抜本的な行財政改革に全職員が一丸となって取り組んだ結果として、本年度当初予算において、赤字体質からの脱却へ向けて大きく踏み出すことができたものと考えております。



職員のふるさと納税への協力につきましては、職員の市を思う気持ちを寄附の実績と関連づけるのではなく、一人一人の職員がそれぞれの職務において財政の立て直しに全力を挙げる姿勢こそが大切であると考えております。

歳入確保策につきましては、先ほど担当部長より御答弁申し上げましたとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

#### (再質問)

ふるさと納税についてですが、まず、1月から3月にふるさと納税をしてくださった職員及び前年にふるさと納税をしてくださった4名の職員及びこのふるさと納税に真剣に取り組んでくださった職員の方々に感謝を申し述べます。本当にありがとうございます。そこでまず、職員によるふるさと納税の数値が伸びない原因を担当部長はどのようにお考えか、見解をお聞かせください。

3月議会で上程された公務員の退職金値上げの今年度の予算は2,299万9,000円、来年度は4,599万8,000円、その次は6,899万7,000円、27年度は9,199万6,000円、28年度は1億1,499万5,000円です。一方、あれだけ市民の反発を受けた福祉巡回バスきぼう号の予算は2,637万円です。予算のことなので単純には言えませんが、市長の判断基準、優先順位に疑問を感じます。

そんなときに、職員の協力できぼう号が復活するとなると、夢のある話であると考えたゆえの政策提案であり、職員と市民の信頼性の確立のための一つの手段を提示しているだけであります。答弁では、職員であるか否かは関係なく周知を行うとのことでしたが、ふるさと納税の推進に取り組んでいく中で、まずは市外在住職員に対して寄附を呼びかけてまいるという前政策推進部長の答弁をこの段階において破棄するのか、行政経営部長の見解を求めます。

#### (太田勝久行政経営部長)

ふるさと納税に関しまして再度の御質問をいただきました。御答弁を申し上げます。

ふるさと納税につきましては、さまざまな行政の改革を進めていく中でやれることはみんなやるという中で、前任の政策推進部長のほうから、まずは職員からそういったふるさと納税の制度を生かして歳入の確保に取り組んでいこうと。そのことで全庁を挙げた改革、それと市民に対する説明の中では、そういった取り組みは非常に有用なものであるということで提案をさせていただいて、取り組みを始めたわけでございますが、前回にも担当の政策推進部長のほうから答弁があったと思いますけども、取り組みの方向性として、市外職員にということでした。

ふるさと納税自体は、もともと市外であろうが、市民であろうが、職員であろうが、職員以外であろうが、皆広く、吹田にとっては財政的なメリットがある取り組みでございます。そういう意味では、最初に市外職員にという呼びかけをしたこと自体が、少しスター



トとしては反省すべき点があったのではないかなというふうに思っています。

やれるべきことは何でも、歳入確保として取り組んでいく姿勢でございます。ふるさと納税につきましても、職員に限らず、市民にもそういった理解を求めの中で、より有効的な取り組みができる制度について考えていきたいと思っております。

何分にも、職員に対する寄附の強要というのはあくまでもできないので、そういった意味では、うまく全庁的な盛り上がりができるような形で取り組んでいけたらなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

～保育園保護者会について～

保護者同士の親睦の場として、保護者会は必要であるという声はあります。しかし、今回、保護者会活動に参加されている保護者の方からお話を伺う中で、保護者同士の交流、相互支援としての活動以上のことを強いられている可能性があるということを知りました。特に吹田保育運動連絡会とのかかわりについて疑問に思うことが出てまいりましたので、担当部局の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

1点目は、吹田保育運動連絡会という任意団体の活動についてです。本市との関係では、市に対する要望書の提出、市との懇談会の実施ということではありますが、それに加えて署名活動等も行われていることから、政治的活動を行う団体であるという認識を持たれていると考えてよろしいでしょうか。

2点目は、吹田保育運動連絡会と関連して、保育士が保護者に対して署名を集めるよう依頼をしているということをお聞きしたのですが、そのような事実は把握されているのでしょうか。

3点目は、吹田保育運動連絡会への加入、不加入の選択についてです。保護者会の会費の一部を吹田保育運動連絡会に支払っている、具体的には1世帯1,000円を支払っている事実があるということをお伺いしました。吹田新選会の代表質問に対する答弁において、保護者会への加入、不加入については任意であることを周知するよう保護者会に伝えているとのことでしたが、吹田保育運動連絡会についても任意団体であることから、たとえ保護者会に入会したとしても、吹田保育運動連絡会への加入、不加入については任意であることを周知されるべきであると考えますが、担当部局の見解をお聞かせください。

現状では、一部の保護者会を除いて、保護者会に入会すると強制的に吹田保育運動連絡会にも加入するようになってきていると感じるのですが、現段階で保護者に選択肢は与えられているのでしょうか。保護者会、吹田保育運動連絡会、いずれも任意の団体ではありますが、その性質上、保育現場に深くかかわっており、その団体の活動によっては保育行政に対し不信感や不快感を持たれている保護者がいるという事実があることから、市としても看過できない問題ではないでしょうか。今後の市の対応の方針をお聞かせください。

#### **(赤松祐子こども部長)**

吹田保育運動連絡会につきましては、一部を除く公立保育所、私立保育所の一部、共同保育所の保護者会及びその職員団体が構成される任意団体であり、保育事業等に関する要望書の提出などを行っておられますが、当該団体の活動の内容が政治的な活動に該当するか否かにつきましては、本市が判断することは差し控えさせていただきたいと存じます。

また、本市の公立保育所の保育士を構成員とする職員団体が、吹田保育運動連絡会を構成する一団体であることは把握しておりますが、保育士が入所児童の保護者に対して署名活動を依頼していたかどうかにつきましては、把握できておりません。

また、保護者会に対しましては、保護者会加入時において、吹田保育運動連絡会と保護

者会との関係について十分説明し、保護者の皆様に誤解を招くことがないように周知徹底をお願いしてまいりたいと考えております。

#### (再質問)

吹田保育運動連絡会の運動についてです。この質問は、私の個人的な疑問ではなく、市民の疑問をもとに聞かせていただいております。市民に説明するためにも、当該団体の活動内容について判断を差し控える法的・合理的理由をお聞かせください。

次に、署名活動について。

これも私の推測ではなく、相談を受けての質問です。実態を把握されていないのであれば、保護者に対して聞き取り調査を行ってはいかがでしょうか、担当部長の見解を伺います。

#### (赤松祐子こども部長)

足立議員からの2度目の御質問にお答え申し上げます。

まず、吹保連の団体が政治団体かどうかの判断をなぜしないのかということでございます。

まず、その前段の保護者会は、保育所の保育指針にもありますように、市が支援することが望ましいという会でございます。それと、今回の御指摘の吹保連は、その保護者会とは全く別の組織であるということの判断をしております。そういった任意の団体の組織の内容につきましては、市のほうで判断することを控えさせていただきたいということをお願いしているところでございます。

それと、署名を強要しているのではないかとということですね。これについても、園のほうから確認した上では、そういったことはやっていないということの報告を受けております。ただ、議員のほうから、そういうことを保護者のほうから聞いているということであれば、再度こちらのほうで確認させていただきたいと思っております。

#### (再々質問)

吹田保育運動連絡会についてなんですけども、明確な判断を、政治団体であるか否かの判断を差し控えるということは十分わかったんですけども、その判断を控える理由というのをもう一度明確にお願いいたします。

#### (赤松祐子こども部長)

吹田保育運動連絡会というのは、全くそういった中での規定がない任意の団体ということでございますので、市としてはどういう団体かということ把握することは差し控させていただきたいということで、よろしくお願いいたします。

～病児・病後児保育について～

最近、子育て支援について考える中で、ある保護者から、子供が急に熱を出したときなどに預かってもらえるところがないのかと質問を受けることがありました。そこで、病児保育、病後児保育について調べますと、現在、北千里と岸部において実施されていることがわかりました。市民にも余り周知できていないのではないかと思います。年間利用者はそれぞれ何名であり、定員に対して利用率は何パーセントですか。また、それぞれの運用に係る経費とそれに対する利用者負担額、国や府の補助金額、吹田市の持ち出し金額は幾らでしょうか。

また、現在、病児・病後児保育の対象児は、ホームページには、病気及び病気の回復期にあり、集団保育が困難で、かつ保護者が勤務等の理由により家庭で保育することが困難な、公立、私立の認可保育所、共同保育所に入所している吹田市在住の乳幼児を対象としますと記載されております。

しかし、一方で、例えば京都市の病児・病後児保育の対象児は、病期中、病気回復期にあり、集団保育が困難な市内在住のゼロ歳から小学校3年生までの児童とされており、我が市に比べ、市民にとってより利用しやすい状況となっています。

認可外保育園児でも、幼稚園児であっても、子を持つ親の緊急時のニーズは変わらないはずですが。本市において認可の保育園の乳幼児のみを対象としている理由をお答えください。

現在、行政の維新のもと、保育所の民間委託が準備されており、保育のサービスの低下が心配されています。こうした時期にこそ、民営化で浮いた予算の一部を使い、今後、病児・病後児保育のより一層の充実を図るチャンスだと考えていますが、拡充のお気持ちはお持ちですか。この点は、担当副市長の見解を求めます。

#### **(赤松祐子 こども部長)**

次に、病児・病後児保育事業につきましては、病気の回復期で集団保育が難しいときなどに対応するため、平成17年(2005年)12月に、北千里保育園に付設して病後児保育室を設置し、平成21年(2009年)3月に、岸部診療所において病児・病後児保育室を設置しております。保護者の皆様へは、医師会にポスターを配布し、会員の診療所等に掲示していただくとともに、今年度、公立及び私立保育所の全保護者に対しまして、利用のしおりを配布することにより、周知に努めているところでございます。

事業実績につきましては、平成22年度(2010年度)におきまして、北千里病後児保育室の年間延べ利用者数は203人、定員に対する利用率は28.9%、運営経費は2,138万5,710円、利用者負担額は77万2,604円、国、府の補助金は471万9,000円、一般財源は1,589万4,106円となっております。続きまして、岸部診療所病児・病後児保育室の年間延べ利用者数は456人、定員に対する利用率は27.2%、運営経費は2,871万8,130円、利用者負担額は162万7,000円、委託料が2,709万1,130円、委託料のうち国、府の補助金は827

万円、一般財源は 1,882 万 1,130 円となっております。

次に、本市において認可の保育所等の乳幼児のみを利用対象としている理由でございますが、利用対象を広げることにより、保育に欠ける児童が利用できなくなることが考えられ、保護者の子育てと就労の両立を支援する立場から対象者を限定しているところでございます。今後とも、より利用のしやすい病児・病後児保育室のあり方について検討してまいります。

また、病児・病後児保育の拡充に関する御質問に副市長にとのことでございますが、まずは、こども部よりお答え申し上げます。

共働き世帯にとりましては、予測のできない子供もの急な発熱などは、仕事と子育ての両立を妨げる要因の一つであり、本事業は、その要因を取り除く効果が非常に大きいと考えております。病児保育の利用希望者は全市域的なものでもあり、現在、本市において3施設目の病児・病後児保育室を検討中でございますので、成案を得次第、御提案させていただきたいと存じます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

#### (山中久徳副市長)

病児・病後児保育についての御質問にお答えを申し上げます。

女性の就業率の向上とともに、子供を産んで働き続けることができる環境づくりというのが、本市にとりましても喫緊の課題というふうに認識をいたしております。本事業の実施に当たりましては、医師の果たす役割が非常に重要でございますので、医師会の御協力をいただきながら諸課題の解決を図り、早期の事業拡充の実現に向けまして取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

#### (再質問)

利用率が 30%弱と非常に低くなっております。具体的な原因を知りたいので、岸部診療所病児・病後児保育室及び北千里病後児保育室の年間利用可能者数、予約数、キャンセル数、こちらからお断りした数をお答えの上、利用率が低い原因をどのようにお考えか、お答えください。

せっかくある制度も、利用者が少ないのであれば意味がありません。市の持ち出し資金は2カ所合わせて 3,500 万円ほどですから、年間の利用者が 659 人ということであれば、1人当たりにかけている税金が約5万円と高額になっています。利用者の少ない理由に、利用対象者の範囲の狭さと保育場所の立地の悪さが挙げられるのではないのでしょうか。利用対象者を限っている理由をお聞きしましたが、先ほども述べましたとおり、乳幼児を持つ市民のニーズは大きく異なるものではありません。むしろ認可保育所に預けることができなかつた市民が認可外保育所に預けている可能性がある中、病児・病後児保育においてもサービス享受の可能性を閉ざされているのは、公平性の観点から問題ではないでしょう

か。対象者を広げて利用者数をふやしていくおつもりがあるのかどうか、お答えください。

また、今後、病児・病後児保育のより一層の充実を図るつもりはあるとの回答でしたが、例えば、交通の便の悪い北千里保育園に設置するのではなく、そこを廃止、浮いた費用で山田の青少年拠点施設や、9月開館となる南千里公益公共施設の一部を使用することや、乗降者数の非常に多い江坂駅近辺に開設するなど、市民の利用しやすい場所への新設を検討してはどうでしょうか、担当部署の見解をお聞かせください。

また、せっかく設置するのであれば、利用者負担で構わないと思うので、当日、子供が急に熱を出してしまった場合など、保護者の判断で保育園や幼稚園から病児保育の施設まで、子供の送り届けの代行のできるシステムなども検討してはどうかと考えますが、この点についての所見もお聞かせください。

### (赤松祐子 とも部長)

それと、病児・病後児保育についてでございますが、北千里と岸部のキャンセル数、それと理由とでございますね。

まず、岸部診療所病児保育室でございますが、定員 15 名で、開室可能日数 238 日としまして、延べとしまして 3,570 人が入室可能ということになります。それに対しまして予約数が 1,980 人、キャンセル数が 956 人、キャンセル率が 48.3%、それと満室で入室をお断りした数は 31 人ということになります。それと、北千里病後児保育室の入室可能人数は、定員が 6 名で、開室可能日数が 243 日ということで、入室可能延べ人数は 1,458 人としまして、予約数は 998 人、キャンセル数は 515 人、キャンセル率は 51.6%、満室で入室をお断りした数は 62 人でございます。

このキャンセル率が多く、利用率が低い理由と考えられますのは、例えば、入室の予約をしても子供の病状が回復して、当日の朝、病児保育をキャンセルして保育所に通園させることが多くあります。例えば 3 日間の予約をされていて、子供の状態がよくなったので最終日はキャンセルするなどの場合でございますが、また、病児・病後児保育室の利用時には、入室が可能である旨の意見書を医師に発行していただく。その場合に、他の児童と同じ部屋での保育が可能か、隔離が必要かの判断をお願いしており、他の児童との隔離が必要との判断を受ける児童がある場合でしたら、1室をその児童一人で使用するということになるという理由もございます。

それと、対象者を広げられないかということでございますね。今現在、認可保育所に入所している児童の病児・病後児を担当しておるわけですが、先ほども答弁申し上げましたように、第一は就労支援を、親が就労していることによる子供の保育をまず第一に保障するということでございますが、御指摘の点も踏まえまして、今後検討してまいりたいと思います。

それと、北千里が不便な場所であって利用が少ないのではないかとということで、その配置も含めて見直せないかということでございますね。確かに、二つの施設だけで 5,000 万

円の予算が投じられているわけです。そういったことも含めまして、北千里が当初できたときに、市の直営でないと運営できないという法の縛りがございました。で、20年度以降は、民間活用、法人等もこういった病児保育事業をできるようになりましたので、スクラップ・アンド・ビルドということで、現在のこの事業の内容がこれでいいのかどうかの検証も踏まえまして、費用対効果を考えて、できるだけ有益な形での運営を考えていきたいというふうに思っております。

それと、急に朝、保育園へ行って熱が出たときに、病児保育のほうに届けるシステムですね。確かに、現在吹田市のほうでファミリー・サポート・センター事業がありまして、そういった急な子供の対応についてもNPOの力をおかりしてやっておることがございますので、そういうことも有益に活用できるような形でのシステムも検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### (再々質問)

まず、病児・病後児保育についてなんですけども、今後積極的に拡充を検討していくということなので、非常に期待して待っておりますので、また経過等を教えていただければと思います。

#### (赤松祐子こども部長)

3度目の足立議員からの御質問に再度お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、保護者会は保育所保育指針に明確に規定されております父母の任意団体でございますので、市としても、その支援並びに利用については援助をしていきたいというふうに思っております。